

令和6年6月1日

「指定短期生活入所サービス利用規約」重要事項説明書
(障害者総合支援法)

社会福祉法人岡山中央福祉会 特別養護老人ホーム中野けんせいえん
(事業所指定 第 3310100684 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として障害程度区分「区分1」以上と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
5. 緊急時の対応.....	7
6. 事故発生時の対応.....	7
7. 苦情の受付について.....	7
8. 緊急時連絡先.....	8
9. 非常災害対.....	8
10. 虐待防止のための措置について.....	8
11. 成年後見制度の活用支援.....	9

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 岡山中央福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県岡山市東区吉原231 |
| (3) 電話番号 | 086-943-0102 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 井場 哲也 |
| (5) 設立年月 | 昭和55年11月4日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所事業所 平成18年10月1日指定
岡山 第3310100684号

※当事業所は特別養護老人ホーム中野けんせいえんに併設されています。

- (2) 事業所の目的 短期入所
(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 中野けんせいえん
(4) 事業所の所在地 岡山県岡山市東区西大寺中野677-1番地
(5) 電話番号 086-943-1701
(6) 事業所長(管理者)氏名 井上 伸二
(7) 当事業所の運営方針

事業所において、介護を行うものの疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする利用者に対し、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を適切に行うとします。

- (8) 開設年月 平成18年10月1日 (平成28年4月3日 現住所に移転開設)
(9) 建物の構造 鉄骨造 4階建て
(10) 建物の延べ床面積 6047㎡
(11) 事業所の周辺環境 岡山市東区西大寺地区のほぼ中心に位置し、芥子山や西大寺の街中が一望できる環境
(12) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時～17時

- (13) 利用定員 1人
(14) 通常の事業実施地域 岡山市(東区福祉事務所、中区福祉事務所、北区福祉事務所の管内) 瀬戸内市、赤磐市の区域とする。
(15) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、すべて個室となり、ご契約者の心身の状況や空室状況を勘案して決定します。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	120室	洋室99室 和室21室 ベッド・洗面・トイレ・収納
居室・食堂	12室	テーブル・椅子・キッチン・テレビ
浴室	14室	個人浴槽12 特殊浴槽
医務室	1室	
美容室	1室	鏡・シャンプー台
相談室	1室	テーブル・椅子
地域交流ホール	1室	テーブル・椅子・キッチン・モニター

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただ

く費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準	職務内容
1. 施設長(管理者)	1人(常勤)	1人	事業所の業務を統括し従業員の管理を行なう。
2. 介護職員	40人以上 (常勤換算)	37人	看護職員と協力して介護及び生活援助。
3. 生活相談員	2人以上 (常勤)	2人	利用者の生活相談、面接、身上調査ならびに利用者や家族の処遇上の相談、生活・行動プログラムの作成など。
4. 看護職員	4人以上 (常勤換算)	3人	看護及び介護。
5. 機能訓練指導員	1人(看護職員と兼務)	1人	機能訓練個別計画の作成、理学・作業療法の実践ならびに介護者への指導、レクリエーションの計画、実践。
6. 介護支援専門員	2人 (常勤)	1人	利用者の状況またその変化の把握を行い、介護保険の申請、適切な介護サービスの計画、実施の確認等を行なう。
7. 医師	1人(非常勤)	必要数	利用者の健康管理を行なう。
8. 管理栄養士	1人以上 (常勤換算)	1人	献立作成、栄養量計算及び給食記録、栄養の評価、嗜好調査等の実施、給食会議の開催、調理員の指導。
9. 事務職員	2人	必要数	庶務及び会計事務に従事する。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 施設長	日勤者 1名 8:30～17:00
2. 医師	毎週水曜日 9:00～16:00
3. 介護職員	日勤者 5～11名 夜勤者 6名 早朝、夜間 5～8名
4. 看護職員	日勤者 1～5名 8:30～17:00
5. 機能訓練指導員	日勤者 1名 8:30～17:00
6. 生活相談員	日勤者 1～3名 8:30～17:00

7. 管理栄養士	日勤者 1名	8：30～17：00
8. 介護支援相談員	日勤者 1名	8：30～17：00
9. 事務職員	日勤者 1～2名	8：30～17：00

☆土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護給付の対象となる場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（支援費の対象外のサービス） |
|--|

があります。

(1) 介護給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。また、ご希望に応じて夜間浴を実施します。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

④医療及び健康管理

- ・平常時は看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。
- ・緊急時必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
- ・必要に応じて服薬の管理をします。

④その他自立への支援

- ・適宜利用者のためのレクリエーション、クラブ活動の行事を提供します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑤相談業務

- ・当施設は、利用者及び家族等からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うよう努めます。

(2) 介護給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事（特別な食事 - 酒など - を含みます。）

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況およ

び嗜好を考慮した食事を提供します。また、ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(標準食事時間)

朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

(利用料金) 日額標準自己負担額：1445円(食材費・人件費含む)

(朝食代)397円 (昼食代)524円 (夕食代)524円

また、ご契約者のご希望に基づいて嗜好品などの特別な飲食物を提供します。

ただし、食事提供体制加算対象者(低所得者)に対しては、食材料費として700円/日となります。

(朝食代)200円 (昼食代)250円 (夕食代)250円

※食事の提供について、緊急の場合(入院など)を除き、欠食希望がある場合、前日の午前中(12時)までに欠食届けを提出してください。届けのあった場合は食費の請求対象とはなりませんが、届けがなかった場合請求対象となります。(詳しくは職員へお尋ねください。)

②水光熱費

ご契約者に対して居室(全室個室)を提供します。そのさい、光熱水費として利用料をいただきます。

(利用料)840円

③理髪・美容

[理美容サービス]

月2回程度、美容師の出張による美容サービス(調髪、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金：実費

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の障害程度区分に応じたサービス利用料金から介護給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の障害程度区分に応じて異なります。）

1. ご契約者の障害程度区分とサービス利用料金（基本料金）	区分1 2 5181円	区分3 5934円	区分4 6596円	区分5 7981円	区分6 9396円
2. うち、市町村等から給付される金額	4662円	5340円	5936円	7182円	8456円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	519円	594円	660円	799円	940円
4. 食事に係る標準自己負担額	1445円				
5. 水光熱費に係る標準自己負担額	840円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	2804円	2879円	2945円	3084円	3225円

☆上記利用料の他に以下の加算が算定されます。

（日額）短期利用加算：31円 栄養士配置加算：23円 送迎加算：190円

食事提供体制加算（低所得者対象）：49円

☆その他 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（保険給付の自己負担額に15.9%を乗じた負担割合分）

☆個別の状況に応じて、上記とは異なる利用料となる場合があります。

☆短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆介護給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月の内の利用日数に基づいて計算し、ご請求しますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア、窓口での現金支払い

イ、下記指定口座への振込み

香川銀行 岡山支店 普通預金口座 1058226

社会福祉法人 岡山中央福祉会

特別養護老人ホーム 中野けんせいえん 理事長 井場 哲也

ウ、金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：都市銀行、地方銀行、信用金庫、農協、郵便局

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 緊急時の対応

- (1) 当施設は利用者に対し介護老人福祉施設サービスの提供が困難な状態または専門的な医療対応が必要と判断した場合、家族または代理人の同意のもと他の医療機関を紹介いたします。 医務室直通電話 086-944-2172
- (2) 体調不良時はかかりつけ医への連絡・受診をお願いする場合があります。

6. 事故発生時の対応

当施設内において事故が発生した場合には、以下のように対応いたします。

- (1) 迅速に事故処理にあたります
- (2) 事故発生時の連絡は、利用者の家族、担当する居宅介護事業所、介護支援専門員に行います。
- (3) 損害賠償の責を負わなければならない場合「しせつの損害補償」(全国社会福祉協議会主催)によって対応します。
- (4) 施設内での事故再発防止策を「安全管理委員会」「ケースカンファレンス」によって検討し対応します。

7. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

介護支援専門員 杉本 裕美

○苦情解決責任者

施設長 井上 伸二

○苦情解決第三者委員

宝利 陽子（弁護士）（TEL 086-266-8661）

園原 典子（監事）（TEL 086-273-5056）

野崎 康弘（利用者家族）（TEL 090-4893-1133）

○受付時間 随時

また、苦情受付ボックスを玄関ロビーに設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

岡山市役所 障害福祉課	所在地	岡山市北区鹿田町1-1-1
	電話番号	086-803-1235
岡山県社会福祉協議会	所在地	岡山県岡山市南方2丁目13-1
	電話番号	086-226-2822

8. 緊急時連絡先 086-943-1701（中野けんせいえん）

9. 災害非常対策

消防法施行規則第3条に規程する消防計画および風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法8条に規程する防火管理者を配置して非常災害対策を行ないます。

1) 防火管理者、火元責任者には併設特養事業所管理者等を当てます。

（２）火災危険防止のため、自主的に点検を行ないます。

（３）非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼します。点検の際には防火管理者が立ち合います。

（４）非常災害用の設備は常に有効に保持するように努めます。

（５）火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。

（６）防火管理者は、従業員に対して防火教育・消防訓練を実施します。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・年1回以上

② 利用者を含めた総合訓練（消火・通報・避難）・・・・・・年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・・・随時

10. 虐待防止のための措置について

事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講じます。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定

（２）従業者に対する虐待の防止啓発・普及するための研修の実施

（３）その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見し

た場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 1. 成年後見制度の活用支援

事業者は、利用者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします。

令和 年 月 日

指定短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所 特別養護老人ホーム中野けんせいえん

説明者職名

氏名

印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印